第１回
大宮交通公園事業者選定部会

と　き　平成３０年１１月１６日（金）午前１０時～正午（予定）
ところ　職員会館かもがわ　第２多目的室

第１回大宮交通公園事業者選定部会　次第

と　き　平成３０年１１月１６日（金）午前１０時～正午（予定）

ところ　職員会館かもがわ　第２多目的室

次　第

１　開　　会	小川みどり政策推進室長

２　委員紹介

３　部会長あいさつ	槇村部会長

４　審　　議

□　公募設置等指針（案）について
□　審査項目及び審査基準（案）について　　非公開

５　閉　　会	小川みどり政策推進室長

【配付資料】

資料１　大宮交通公園事業者選定部会　委員名簿

資料２　第１回大宮交通公園事業者選定部会　座席表

資料３　大宮交通公園整備事業公募設置等指針（案）

資料１

大宮交通公園事業者選定部会 委員名簿

（平成30年11月16日（金）午前10時～正午（予定）　職員会館かもがわ　第２多目的室）

	氏　名	所　　属　　等	分野
部会員	奥田（おくだ）　希充子（きみこ）	公認会計士・税理士	有識者
部会員	野間（のま）　秀行（ひでゆき）	一般社団法人京都造園建設業協会　相談役	有識者
部会長	槇村（まきむら）　久子（ひさこ）	京都女子大学宗教・文化研究所客員研究員 関西大学社会安全学部客員教授	学識者
部会員	八代（やしろ）　章子（あきこ）	市民公募委員	公募
部会員	吉田（よしだ）　長裕（ながひろ）	大阪市立大学大学院工学研究科都市系専攻准教授	学識者

（五十音順・敬称略）

資料２

第１回大宮交通公園事業者選定部会　座席表（職員会館かもがわ　第２多目的室）

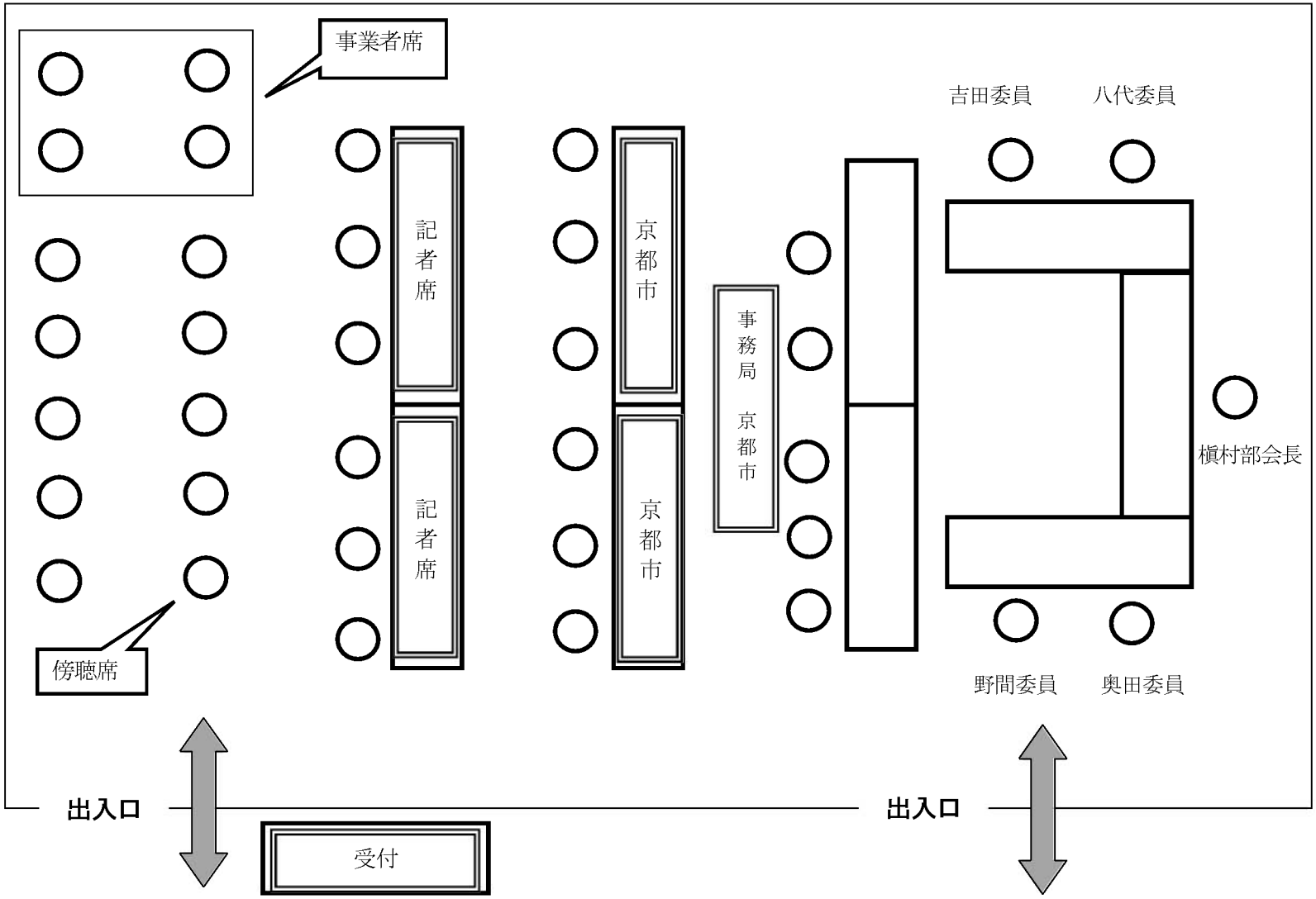

委員・記者・傍聴者　配布資料

資料３

大宮交通公園整備事業
公募設置等指針

（案）

平成 30 年●月

京都市

目　次

１．事業の概要

（１）事業の目的　1
（２）大宮交通公園の概要　2
（３）整備方針　4
（４）事業範囲　5
（５）事業イメージと費用負担及び役割分担　5
（６）事業実施フロー　6
（７）その他　7

２．公園施設の設置等に係る事項

（１）公園全体の整備に関する条件　9
（２）公募対象公園施設に関する事項　9
（３）特定公園施設に関する事項　12
（４）利便増進施設の設置に関する事項　15
（５）都市公園の環境の維持及び向上措置を図るための清掃その他の措置　15
（６）都市公園法第５条の５第１項の認定の有効期間　16

３．公募の実施に関する事項等

（１）設置等予定者を選定するための評価の基準　16
（２）公募への参加資格等　16

４．公募の手続きに関する事項

（１）スケジュール　18
（２）応募・審査の流れ　18
（３）公募設置等計画等の評価，設置等予定者の選定　23
（４）公募設置等計画の認定　27
（５）認定公募設置等計画の認定の変更　27
（６）契約の締結等　27
（７）設計・工事の実施等　28
（８）リスク分担等　29
（９）事業破綻時の措置　31

５．その他の条件等

（１）工事中の条件　31
（２）法規制等　31

■用語の定義

P-PFI	・ 平成 29 年の都市公園法改正により創設された，飲食店，売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と，当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路，広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を，公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。 ・ 都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」（略称：P-PFI）と呼称。 ＜P-PFI のイメージ＞
公募対象公園施設	・ 都市公園法第５条の２第１項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店，売店等の公園施設であって，法第５条第１項の許可の申請を行う事ができる者を公募により決定することが，公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに，都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。 例：カフェ，レストラン，売店，屋内子供遊び場，等
特定公園施設	・ 都市公園法第５条の２第２項第５号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との契約に基づき，公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が整備する，園路，広場等の公園施設であって，公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。
利便増進施設	・ 都市公園法第５条の２第２項第６号に規定する「利便増進施設」のこと。P-PFI により選定された者が占用物件として設置できる自転車駐車場，地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔。
公募設置等指針	・ P-PFI の公募に当たり，都市公園法第５条の２の規定に基づき，地方公共団体が各種募集条件等を定めたもの。
公募設置等計画	・ 都市公園法第５条の３の規定に基づき，P-PFI に応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。
設置等予定者	・ 審査・評価により，最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。
認定計画提出者	・ 公園管理者が，都市公園法第５条の５の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者

１．事業の概要

（１）事業の目的

大宮交通公園は，自動車交通の急速な発展に伴い，本市の交通事故発生件数が過去最大となった昭和 44 年に，子供が楽しみながら交通に関する知識や，正しい交通ルールを身に着けることができる施設として整備されました。

本公園は，ゴーカートに乗れる模擬交通施設や，大型滑り台・ジャングルジム等の子ども用遊具だけでなく，豊臣秀吉が築いた歴史的な御土居が園内にあり，市民に大変親しまれている公園ではありますが，約半世紀の時間が経過し，施設の老朽化や交通事情の変化に対応していないなどの課題も現れてきています。

一方で，北区の北部地域における防災機能の向上のため，平成 33 年度を目途に北消防署を本公園の一部に移転することとしており，これを機に一層使いやすい公園となるよう検討をはじめ，「京都市都市緑化審議会」でご議論いただき，「大宮交通公園のあり方について」の答申を受けました。

また，本市では平成 27 年３月に策定した「京都・新自転車計画」において，誰もが自転車と触れ合え，安全な乗り方をいつでも楽しく学べる常設の施設として「サイクルセンター」の整備を計画していました。国においても平成 29 年５月に自転車活用推進法が施行され，平成 30 年６月には自転車活用推進計画が閣議決定されるなど，自転車の安全な利用を促進するため発達段階に応じた交通安全教育の推進が重要となっています。

上記を踏まえ，本事業では，民間活力の積極的な活用を図ることにより，再整備のコンセプトや「京都市・新自転車計画」に沿って，京都市唯一の「安全な自転車の乗り方を学べる」交通公園として更なる魅力と賑わいのあふれる空間づくりを行うことを目的とします。

（２）大宮交通公園の概要

本公園は，昭和 44 年（1969 年）５月に都市計画公園（特殊公園）として開園された公園であり，子どもたちが交通に関する知識を身につけることができる市内唯一の交通公園です。

敷地面積は 1.8ha（現在は 2.1ha，うち 0.3ha は消防署予定地）であり，主な施設としてゴーカート，交通教室に使用する管理棟，信号機や道路標識等のある模擬交通施設，大型滑り台等の遊具，御土居や区民誇りの木（シダレザクラ等）のある貴重な緑地があり，市民に親しまれています。

なお，敷地周辺には街区公園等の身近な公園がないため，本公園がその役割も担っています。

メインエントランスと管理棟

交差点

ゴーカート走路（園路）

遊具

御土居（一般遺跡）

芝生広場

■大宮交通公園の概要

<table>
<tr><td colspan="2">公園名</td><td>大宮交通公園</td><td>所在地</td><td>京都市北区西脇台町他　地内</td></tr>
<tr><td colspan="2">面積</td><td>2,1ha（対象は1.8ha）</td><td>開園時期</td><td>昭和44年5月</td></tr>
<tr><td colspan="2">公園種別</td><td colspan="3">都市計画公園（特殊公園）</td></tr>
<tr><td colspan="2">既存施設</td><td colspan="3">管理事務所，ゴーカート，模擬交通施設（信号機，道路標識，交差点等），滑り台，市電，蒸気機関車，御土居　など</td></tr>
<tr><td colspan="2">隣道</td><td colspan="3">東側：船岡東通（1），大宮経11号線（法42条1項1号道路）
西側：大宮経13号線（法42条1項1号道路）
南側：玄以通（4）（法42条1項1号道路）
北側：大宮緯20号線（法42条1項1号道路）</td></tr>
<tr><td colspan="2">インフラ状況</td><td colspan="3">上水道：水道管より引き込み
下水道：既存公共下水道整備済み（既設管理棟付近まで）
電　気：関電柱より引き込み
ガ　ス：都市ガス供給範囲</td></tr>
<tr><td colspan="2">敷地形状</td><td colspan="3">起伏に富む（敷地内高低差及び隣道との高低差あり）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">交通
アクセス</td><td>車</td><td colspan="3">堀川通（府道38号線）「紫竹下ノ岸町」交差点より西750m</td></tr>
<tr><td>電車</td><td colspan="3">地下鉄「北大路駅」</td></tr>
<tr><td>バス</td><td colspan="3">京都市営バス「大宮交通公園前」より徒歩1分以内
京都バス「下岸町」より徒歩10分</td></tr>
<tr><td colspan="2">都市公園法</td><td rowspan="4">京都市条例</td><td colspan="2">対象面積1.8ha
建築面積の制限：
①京都市の都市公園（5,000㎡以上）において設置可能な建築面積
4%→720㎡=1.8ha×4%
②休養・運動・教育施設及び公募対象公園施設※1の建築面積の緩和
10%→1,800㎡=1.8ha×10%
③Park-PFI適用時の公園施設が設置可能な建築面積（①+②）
14%（4%+10%）→2,520㎡=720㎡+1,800㎡
※その他緩和条件あり</td></tr>
<tr><td colspan="2">都市計画法</td><td colspan="2">用途地域：第一種中高層住居地域・第二種中高層住居地域※2
防火地域：準防火地域</td></tr>
<tr><td colspan="2">景観法</td><td colspan="2">山ろく建造物修景地区</td></tr>
<tr><td colspan="2">文化財保護法</td><td colspan="2">御土居（一般遺跡）　※敷地の一部</td></tr>
<tr><td colspan="2">防災上の位置づけ</td><td colspan="3">広域避難場所（想定避難人数：6,000人　避難有効面積：12,000㎡）</td></tr>
<tr><td colspan="2">関連する
上位計画等</td><td colspan="3">・市関連施策については参考資料11参照
・特に参考資料1「大宮交通公園のあり方について」（京都市都市緑化審議会提出の答申書　H29.8.25提出）を参照すること</td></tr>
</table>

※1　都市公園法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」のこと。公募で選定された民間事業者の設置する施設をいう。例：カフェ，レストラン等

※2　第一種中高層住居専用地域が過半を占める

（３）整備方針

本公園の整備方針は以下のとおりです。

【再整備のコンセプト】

京都市唯一の交通公園として，楽しみながら交通に関する知識や正しい交通ルールを学べる公園の位置づけは継承する。

北消防署の移転を契機として，都市公園と消防の機能を一体化させ，防災機能を強化するとともに，安心・安全を守るオープンスペースを確保し，都市機能の向上を図る。

特徴のある地形を生かして回遊性を確保し，史跡的価値の高い御土居やくつろぎのある芝生広場，開かれた消防施設などを効果的につなぎ・活用することで，憩いと安らぎ，楽しさを感じられる空間づくりを目指す。

【各ゾーンにおける整備の方向性】

1　交通学習ゾーン

現在の交通問題に沿った，自転車の安全教育を中心とした，新たな交通学習施設として整備

2　すこやかゾーン

区民誇りの木を活かしたやすらぎのある，明るいオープンスペースとして整備

3　御土居ゾーン

歴史的な価値を有する御土居を活かした広場として整備

4　防災機能強化ゾーン

北消防署と一体化し広域避難場所としての防災機能強化，環境・景観への配慮

※京都市都市緑化審議会「大宮交通公園のあり方について」H29.8.25 提出より抜粋

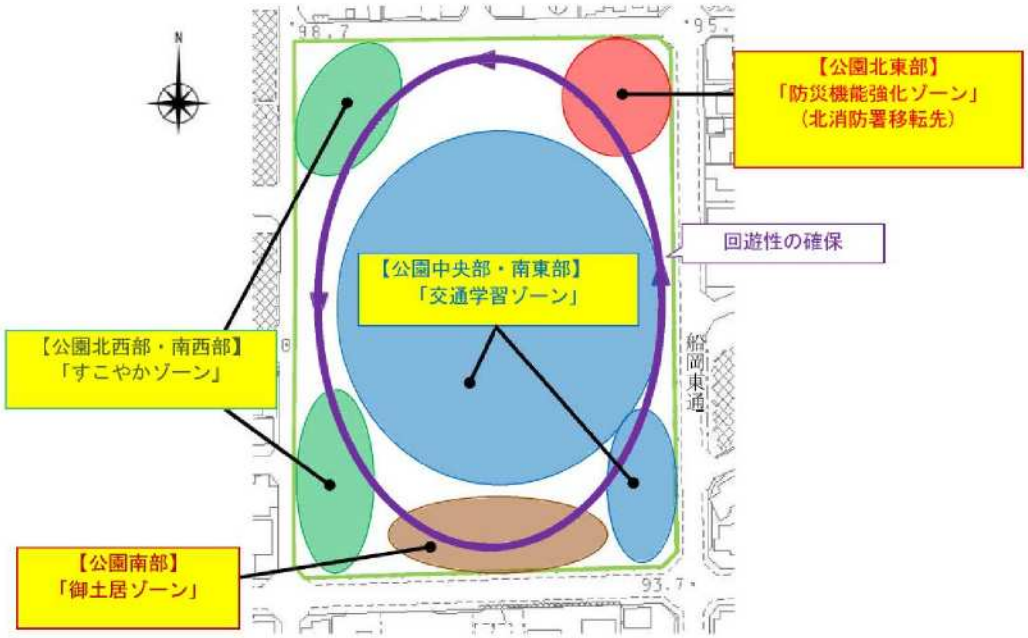

ゾーニング（答申書より）

（４）事業範囲

- 公募対象公園施設の設置及び管理運営業務
- 特定公園施設の設計業務
- 特定公園施設の建設業務
- 特定公園施設の譲渡業務
- 特定公園施設の管理運営業務

（５）事業イメージと費用負担及び役割分担

ア　整備イメージ

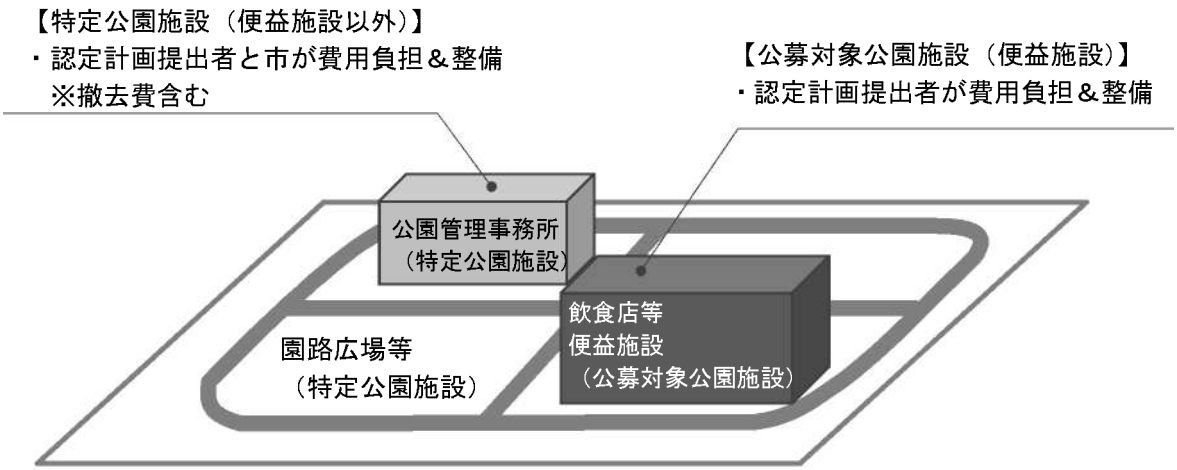

イ　費用負担及び役割分担

項目		公募対象公園施設	特定公園施設
整備	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者と市
	市と認定計画提出者の関係	認定計画提出者が公園施設設置許可を市から受けて整備	公園施設譲渡契約により認定計画提出者が整備したものを本市へ譲渡 工事中は都市公園占用許可
管理・運営	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者
	財産管理	認定計画提出者	市
	費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者と市
	市と認定計画提出者の関係	認定計画提出者が公園施設設置許可を受けて管理・運営	認定計画提出者が指定管理者となり，管理・運営（予定）

（６）事業実施フロー

ア　認定の有効期間及び設置許可の期間

公募設置等計画の認定の有効期間は，設置許可から 20 年以内とします。

なお，公募対象公園施設の設置許可期間は，当初 10 年としますが，認定の有効期間内に更なる許可申請があった場合，認定の有効期間で１回の更新許可が可能です。営業を終了するときには，速やかに認定計画提出者は自己の負担において，公募対象公園施設の用地を原状に回復していただきます。

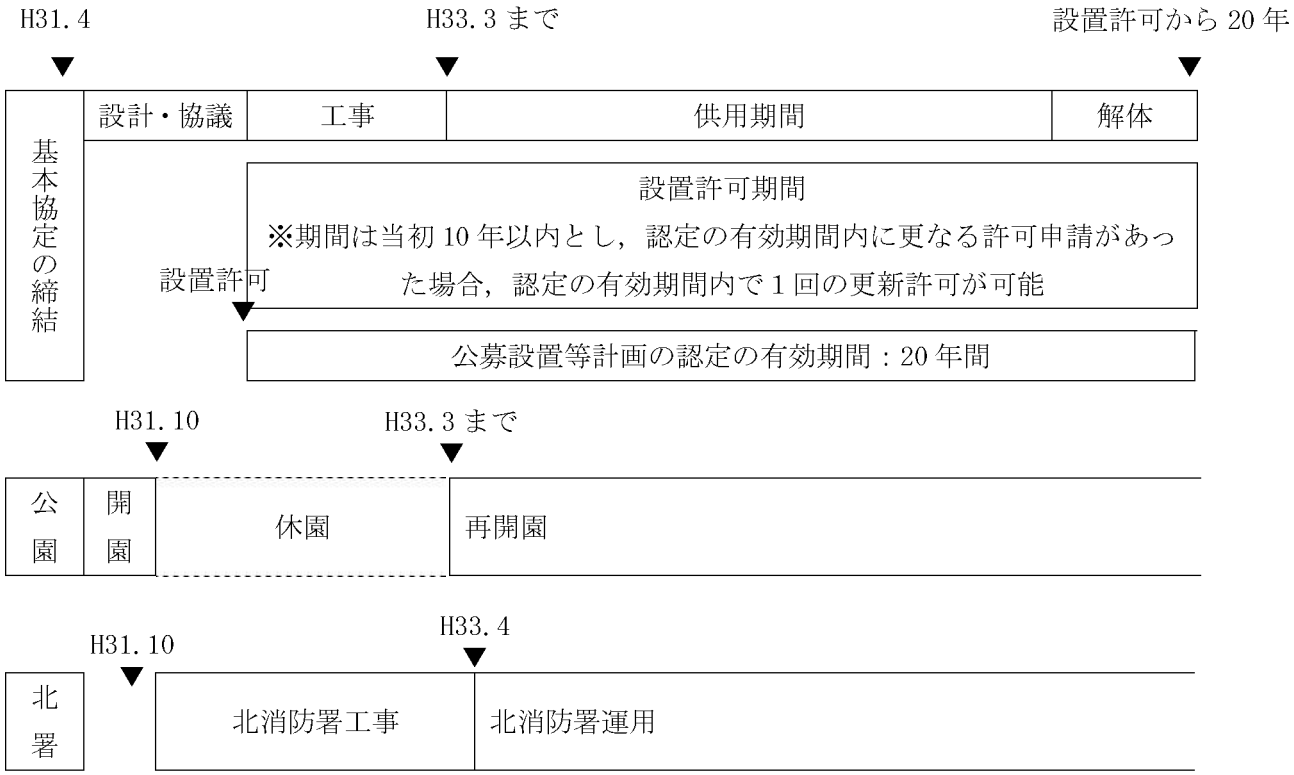

イ　事業スケジュール

本事業のスケジュールは下表のとおりを予定しています。

公募設置等指針，募集要項の配布	平成 30 年　月　日　～　平成 30 年　月　日
説明会の開催	平成　　年　月　日まで
質問受付	平成　　年　月　日まで
質問への回答	平成　　年　月　日
公募設置等計画の受付	平成　　年　月　日 ～平成　　年　月　日
公募設置等計画の評価	平成　　年　月　旬
設置等予定者の決定	平成　　年　月　旬
公募設置等計画の認定	平成　　年　月　旬
協定の締結	平成　　年　月　旬
認定計画提出者による工事	平成　　年　月　日 ～平成　　年　月　日
供用開始	平成 32 年度中
事業終了	平成　　年　月

ウ　事業の流れ

（ア）公募設置等予定者の選定

本市は，応募者が提出した公募設置等計画の審査を行い，公募設置等予定者を選定します。

（イ）公募設置等計画の認定

本市は，公募設置等予定者の提出した公募設置等計画について，公募対象公園施設の場所を指定して，当該公募設置等計画が適当である旨の認定をします。また，本市は，当該認定をした日，認定の有効期間，公募対象公園施設の場所を公示します。

公募設置等計画の認定後，公募設置等予定者は認定計画提出者となります。

（ウ）基本協定の締結

認定計画提出者は，公募設置等計画に基づき，本市との間で協議の上，事業実施条件や認定計画提出者の権利・義務等を定めた「基本協定」を締結します。

（エ）公募対象公園施設の設置，管理運営

認定計画提出者には，都市公園法第５条に基づく設置管理許可により，公募対象公園施設の整備，維持管理及び運営を行っていただきます。

（オ）特定公園施設の設計・建設，市への譲渡

特定公園施設に係る設計及び建設は，認定計画提出者の負担（撤去等費用は市が一部負担）において実施し，整備完了後，本市に譲渡してください。

（カ）特定公園施設の管理運営

全ての特定公園施設の引き渡しが終了した時点において，認定計画提出者を特定公園施設に係る指定管理者とし，特定公園施設の管理運営を行っていただく予定です。

（７）その他

ア　認定計画提出者が行うイベント等

認定計画提出者は自主事業として，現在の交通問題に沿った自転車活用推進に資するイベント等を提案してください。また，公園の賑わい創出，市民の憩いの場としての公園利用の促進等に資する事業についても自ら企画・実施するように努めてください。

また，イベント等の実施に当たっては次の条件を遵守してください。なお，認定計画提出者が主催するイベントのために特定公園施設を占用して使用する場合，使用料等は条例第 12 条の３に基づき全額減免を予定しています。

・法，条例及びその他関係法令を遵守すること
・大宮交通公園の利用者に著しく支障とならないこと
・騒音の発生等，近隣住民や道路交通等に迷惑を及ぼす又は支障とならないこと
・事故の発生の恐れがないこと
・暴力団及びその利益となる活動を行う者の利益となると認められないこと
・その他，大宮交通公園の管理上支障とならないこと

イ　市が行う事業，イベント

市が本公園で行う事業，イベントについては，認定計画提出者にも開催に協力いただきます。なお，現在計画している以下の事業については，本市からの委託により実施していただきます。

・自転車安全教室

２．公園施設の設置等に係る事項

（１）公園全体の整備に関する条件

本公園における整備条件においては，原則として，１（３）整備方針（京都市都市緑化審議会の答申）に則るとともに，関連する本市の上位計画（参考資料 10）及び以下の条件を踏まえて，事業者には提案を行っていただきます。

ア　法規制等の制約（参考資料４）

・公園敷地は第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域に跨っていますので，法令を順守した提案をしてください。

・都市公園法及び京都市都市公園条例により，通常，都市公園における便益施設（飲食店，売店等）の建ぺい率は，公園敷地面積の２％（5,000 ㎡以上は４％）が上限となりますが，京都市都市公園条例に基づき，公募設置管理制度の特例により，公募対象公園施設については，休養施設，運動施設等と同様に 10%を限度に上乗せが適用されます。

・その他の法規制については参考資料４を確認してください。

イ　文化財保護法（一般史跡（御土居））による規制（参考資料７）

・公園南側に一般遺跡指定区域（御土居）があり，当該指定区域においては遺跡の現状保存を図る必要があることから，掘削制限を設けておりますので，参考資料７を基に提案をしてください。

なお，土木工事に際しましては，文化財保護法第 93 条第１項に基づく通知及び事前相談が必要となります。

ウ　京都市消防局北消防署計画との調和（参考資料１，８）

・消防署の工事は平成 31 年 10 月から平成 33 年３月末日までを予定しています。

・京都市都市緑化審議会からの答申に基づき，回遊性，消防署との一体化，公園から消防署南側を眺める視点場を考慮する設計としてください。

・消防署の計画内容については参考資料８を確認してください。

エ　既存施設・樹木撤去の可否（参考資料１，９）

・区民の誇りの木（園内２本，位置は参考資料１参照）などに配慮した計画としてください。

・春のお花見を楽しめるように，サクラは極力残すようにしてください。

・現行の公園管理事務所は応募者で撤去してください。ただし，撤去に係る費用は本市の負担とします。

・上記以外の既存施設は適宜撤去可能です。ただし，既設の遊具を撤去する場合は，代替の機能の確保について提案を求めます。

オ　本市の上位計画との整合（参考資料 10）

・本市の上位計画との整合を図り，市民と行政が一体となり，地域と連携したまちづくりに資する整備となるような提案をしてください。

（２）公募対象公園施設に関する事項

・公園の賑わい創出に資する施設（店舗・飲食等）の整備を行ってください。

・交通道路を活用し，ガソリンエンジンを使用した現行のゴーカートに替わる，サイクルセンターにふさわしい来場者が楽しく学べる環境に優しい乗り物や自動運転の体験等のアトラクションを提案してください。

ア　場所

公募対象施設が設置可能な区域	大宮交通公園内（参考資料３）
事業対象面積	約 18,000 ㎡
建築面積	500 ㎡以下（延床面積）

イ　整備に関する事項

＜公募対象公園施設全体＞

・公園施設として相応しい，景観に配慮した施設デザインや素材，色彩としてください。

・ユニバーサルデザインに配慮した設計とし，バリアフリーについては，「京都市高齢者，障害者等の移動等の円滑化に必要な道路の構造及び特定公園施設の設置の基準に関する条例（平成 25 年４月）」，「京都市人にやさしいまちづくり要綱（平成 13 年２月）」に基づいた計画としてください。

・高齢者や子ども連れ，障がい者及び要介護者の方々の利用にも配慮した設計としてください。

・公園施設利用者の滞留等が周辺道路の通行に影響を及ぼさないよう，施設の配置等に留意してください。

・公園の安全性に配慮した設計としてください。

・電気，上下水道，ガス，通信線等の，公募対象公園施設への引き込みは認定計画提出者の負担とします。

・必要に応じて，認定計画提出者によって地盤改良を行ってください。

・保存すべき樹木（区民の誇りの木）などに配慮した環境としてください。

・屋上部分の利用は可能です。

・特定公園施設と調和のとれたデザインとしてください。

・京都市消防局北消防署と調和のとれたデザインとしてください。

・京都市自転車等放置防止条例（附置義務）に基づき必要な台数の駐輪場を整備してください。

＜ゴーカートに替わる乗り物等＞

・乗り物については，認定計画提出者が購入し管理してください。

・ガソリンエンジンを使用した現行のゴーカートに替わる，サイクルセンターにふさわしい来場者が楽しく学べる環境に優しい乗り物や自動運転の体験等のアトラクションを提案してください。

ウ　管理・運営に関する条件

・公園利用者が利用しやすく，安全・安心に配慮した管理運営としてください。

・持続的に運営可能な事業計画としてください。
・ホスピタリティあるサービスを確保してください。あわせて，高齢者や子供，障がい者及び要介護者等の利用にも配慮してください。
・再整備後の公園の開園時間及び休園日について提案してください。現在の公園の開園時間（午前９時から午後４時 30 分）及び休園日は京都市大宮交通公園条例に基づいており，変更に際しては協議の上決定します。
・夜間営業については，店舗及び駐車場は閉園後も営業する提案も可能です。営業日数等については本市と協議の上決定します。（※地元との調整により変更あり）
・営業時に発生する音，振動については周辺の環境に配慮してください。
・年間を通じ円滑な管理運営が可能な従業員の配置体制としてください。
・当公園は，広域避難場所に指定されていることから，災害等に備えて，防災・災害対応マニュアルを作成し，危機管理に対応した管理運営が可能な配置体制としてください。
・事故の発生時等に備えて，救急対応，応急処置，医療機関・家族への連絡等，対処方法を明記した事故対応マニュアルを作成し，従業員への周知徹底及び必要な研修を実施してください。
・施設・設備等の日常的な点検を徹底し，危険箇所の把握を行ってください。
・特定公園施設と一体的に魅力増進を図れるような管理運営内容としてください。
・設置許可の申請は公募対象公園施設の工事着手前までに行うこととし，原則として工事期間は土地占用使用料を支払うことになります。
・認定計画提出者は設置許可期間満了までに公募対象公園施設を撤去し，更地にして返還してください。
・インフラ施設の引き込み等については，当該使用料に応じた料金を各インフラ管理者へ直接支払ってください。また，引き込み等を行う前に，事前に各インフラ管理者と協議を行い，負担金が必要となる場合は，認定計画提出者から各インフラ管理者へ引き込み等に要する費用を負担してください。
・交通道路を利用して，環境に優しい乗り物等を活用したイベントの開催や利用料金の徴収も可能です。
・認定計画提出者は，個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 条）を遵守してください。
・認定計画提出者は，施設の管理を行うに当たり，業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり，自己の利益のために使用したりしてはならないものとします。
・本市は，本業務の遂行に必要な現行の備品を，無償で貸し付けます。

エ　公募対象公園施設の設置許可

設置許可は工事着手までに受けて下さい。

※平成 33 年 3 月までに　　再開園（供用開始）

オ　公募対象公園施設の使用料の額の最低額

認定計画提出者は，公募対象公園施設の設置許可面積に対して，自ら提案した設置許可使用料単価を乗じた額を，設置許可使用料として本市に支払っていただきます。

なお，設置許可面積には建築物の範囲以外に，有料の屋外遊戯施設や，カフェを設置した際のオープンテラスなど公募対象公園施設の利用者しか利用できない屋外部分の面積も含まれるものとし，設置許可面積の決定にあたっては，設計協議を経て，認定計画提出者から最終的な計画内容を提出いただき，本市が精査確認します。

設置許可使用料は，年度ごとにその都度発行する納入通知書により支払っていただきます。

なお，支払時期は，当該年度の４月末までとします。ただし，当該許可日の属する年で，使用期間が一年に満たない場合は，月割り計算により支払うこととし，円未満の端数が生じるときは切り捨てるものとします。

公募対象公園施設の使用料の下限			

（３）特定公園施設に関する事項

ア　整備に関する条件

公募対象公園施設の周辺で，公園利用者の利便性がより一層向上する施設を以下の３つのゾーンの理念に合わせて再整備してください。

整備範囲は，公園全域（対象面積は約 18,000 ㎡）のうち，公募対象公園施設を除く全ての部分になります。

（ア）交通学習ゾーン（サイクルセンター）

・現行の交通道路等を活用し，子どもや障がい者など誰もが自転車と触れ合え，自転車の乗り方を実践できる自転車安全教育の拠点機能（サイクルセンター）を整備してください。

＜交通公園管理事務所＞

・交通公園の管理を行う上で必要な執務面積を確保してください（受付窓口等）。

・現行（135 ㎡+37 ㎡）以上の面積の会議室を設けてください（座学（スクール形式）による自転車等の交通安全教室を開催できるスペース及び机、椅子、プロジェクター等の設備等を含む）。

＜交通道路＞

・自転車等の交通安全教室や環境に優しい乗り物等の走行に対応した，模擬信号や横断歩道，路面表示※（矢羽根等の自転車の走行環境に関するものを含む）等のある交通道路を整備してください。

※自転車の走行環境に関する路面表示のデザインについては，「京都市自転車走行環境ガイドライン（H28.10）」を参考にしてください。

・既存の交通道路や模擬信号等の活用は可能です。

＜幼児用の自転車広場＞

・本市が実施している「キックバイクを用いた子ども自転車教室※」の実施に必要となる幼児用の自転車広場を整備してください。

※京都市自転車安全教育プログラム（平成 30 年 3 月）参照

・自転車広場は 400 ㎡以上の平面を確保するものとし，簡易舗装等を整備してださい。広

場の一部を，交通道路として活用することも可能としますが，他の利用者との交錯等が生じないよう配慮してください。

・雨天時等の教室開催に配慮した環境整備について提案を求めます。

＜自転車等保管施設＞

・園内の交通道路を活用した、実技による自転車等の交通安全教室を開催するために必要な自転車等を配備するとともに、当該自転車等の保管施設を設けてください。

（上記の自転車等については、子ども用や大人用、障がい者向け，補助輪付き、子乗せ用、電動等の各種自転車、キックバイク，ヘルメット，その他必要となる備品等を、世代等に応じた教室が開催できるよう配備してください。）

（イ）すこやかゾーン

・憩いや安らぎが感じられる回遊性のある散策路，健康遊具等を整備してください。

・公園の豊かな緑や地形（芝生広場や緑地帯等）を活用し，子どもから高齢者まで，自由にくつろげるオープンスペースを確保してください。

・老木等で根元の空洞化や幹腐れなど，倒木の危険性がある樹木は撤去してください。

・アラカシ等の鬱蒼とした常緑樹や込み合っている樹木を伐採，抜根し，必要に応じて補植を行い，健全な樹木環境を整えてください。

（ウ）御土居ゾーン

・歴史的な価値を有する御土居の保全や歴史的価値を学べる活用（フェンス撤去，案内看板・昇降階段の設置等）を行ってください。

・御土居の活用については，本市の文化財保護課との調整が必要となります。

・御土居（一般遺跡）指定区域の樹木の伐採は可能ですが，抜根はできません。

（エ）その他施設

＜トイレ＞

・公園利用者が快適に使用できる，施設の規模に応じたトイレ（多目的トイレを含む）を整備してください。

・公募対象公園施設内にトイレを整備する場合は，公募対象公園施設の営業時間外においても，公園利用者がトイレを利用できるようにしてください。また，事業期間終了後に公募対象公園施設を解体撤去することを踏まえて，トイレは分離可能な構造としてください。

＜外構及び駐車場・駐輪場＞

・公募対象公園施設と一体的に整備することで，公園利用者の利便性が一層向上する外構（メインエントランス等）及び駐車場・駐輪場を整備してください。

・駐車場は，駐車台数 15 台以上を確保することとし，事業性を考慮した上で必要な台数を提案してください。

・駐輪場は，駐輪台数 10 台以上を確保することとし，事業性を考慮した上で必要な台数を

提案してください。

（オ）留意事項（全般）

・特定公園施設全体の整備に関する条件は，公募対象公園施設全体の整備に関する条件と同様としてください。

・京都市消防局北消防署や周辺の景観と調和のとれたデザインとし，エントランスや防災トイレ等の取り合いを調整してください。

・既存遊具に替わる遊具の設置等により，交通学習以外の遊べる空間を創出してください。

・公園外周の樹木は周囲の建物の目隠しにもなっていますので，撤去に関しては地域の方に配慮してください。

・樹木の伐採などに関しては，事前に本市と協議してください。

・特定公園施設の建設に際しては，「土木設計業務等委託必携（平成30年４月　京都市）」，「国土交通省都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（平成 24 年３月改訂）」，「京都市高齢者，障害者等の移動等の円滑化に必要な道路の構造及び特定公園施設の設置の基準に関する条例（平成25年４月）」，「京都市人にやさしいまちづくり要綱（平成13年２月）」，「京都市雨水流出抑制対策実施要綱（平成 20 年 10 月）」，「京都市雨水流出抑制対策実施細則（平成 20 年 10 月）」，工事の施工に関する法令及び「土木請負工事必携（平成30年４月　京都市）」「監修：国土交通省大臣官房官庁営繕部 建築物解体工事共通仕様書・同解説 H24」「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成 28 年版（監修：国土交通省大臣官房官庁営繕部）」「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成 28 年版（監修：国土交通省大臣官房官庁営繕部）」並びに工事の施工方法に関する公的基準等に従って施工してください。上記に定めのない場合は，本市との協議のうえ適切に施工してください。

イ　管理・運営に関する条件

・特定公園施設は，第三者機関の選定及び市会の議決を経た後，認定計画提出者に指定管理者制度により維持管理及び運営を行っていただく予定です。参考資料 11「大宮交通公園維持管理業務仕様書」を参考にしてください。ただし，公募設置等計画の提案内容に応じて，管理業務の内容については，本市と協議の上，必要に応じて見直すものとします。

・公募対象施設と一体的に魅力増進を図れるような管理・運営内容としてください。管理・運営については，公募対象公園施設全体の管理・運営に関する条件と同様としてください。

・駐車場利用者からの利用料金は認定計画提出者の収入になります。

・駐車場利用料金については，本市と協議のうえ決定します。

ウ　市による特定公園施設の整備費用の負担

現行管理棟や遊具・市電等の撤去，老木等の伐採など，再整備に係る前段階の経費は，本市が負担します。

・管理棟の撤去

・事業者から活用の提案がなかった遊具・市電等の撤去
・老木等の伐採（75 本を想定）。ただし，御土居（一般遺跡）指定区域の抜根はできません。

本市が負担する額は，設計協議を経て，認定計画提出者から最終的な計画内容とその工事費内訳を提出いただき，本市が金額を精査確認（数量，単価設定等が適切かを確認するものとし，単価設定については，本市が工事発注する際の標準単価を参考にするとともに，類似整備の設計金額と契約金額との割合等を加味するものとします。）した上で，本市と認定計画提出者で協議し決定します。

（４）利便増進施設の設置に関する事項

利便増進施設の提案は任意とします。

なお，利便増進施設の設置による土地使用料は公募対象公園施設の場合と同等とし，占用料は京都市都市公園条例のとおりとします。(駐輪場等を設置の場合は土地使用料，看板等の設置の場合は占用料を支払っていただきます)

（５）都市公園の環境の維持及び向上措置を図るための清掃その他の措置

ア　特定公園施設の管理運営に関する事項

認定計画提出者は特定公園施設に係る指定管理者制度により管理運営を行っていただく予定です。管理業務の内容については，参考資料 11「大宮交通公園維持管理業務仕様書（案)」を参考としてください。ただし，公募設置等計画の提案内容に応じて，管理業務の内容については，本市と協議の上，必要に応じて見直すものとします。

イ　市による特定公園施設の管理運営費用の負担

特定公園施設に係る管理運営費用は，市から支払う指定管理料，公募対象公園施設及び利便増進施設からの収益，駐車場利用者からの利用料金等，自主事業における収益及び行為許可により利用者から支払われる利用料金等により賄っていただきます

本市に求める指定管理料の負担額を提案してください。ただし，指定管理料に係る予算は，年度ごとに市議会での議決により決定されます。参考として，平成 29 年度の決算額は以下のとおりです。

大宮交通公園の指定管理料 （平成 29 年度決算額）	19,030,000 円※ （消費税及び地方消費税を含む。）

※ただし，このうち北消防署及び公募対象公園施設の整備により，管理面積が減少する分についての管理費等は減額となります。また，決算額には現行のゴーカートの管理に要する経費も含まれていますが，ゴーカートに替わる乗り物については，公募対象公園施設となることから，現行のゴーカートの管理費についても減額となります。

ウ　市からの自転車安全教育に係る委託料

本市からの委託により，自転車安全教育を実施していただきます。現在，本市が実施している自転車安全教育については，「京都市自転車安全教育プログラム（平成 29 年３月)」

を参考にしてください。

本市が委託する委託料は，年度ごとに市議会での議決により決定されます。参考として，平成 29 年度の決算額は以下のとおりです。

自転車安全教育に係る委託料 （平成 29 年度決算額）	10,496,200 円 （消費税及び地方消費税を含む。）

（６）都市公園法第５条の５第１項の認定の有効期間

公募設置等計画の認定の有効期間は，設置許可から２０年間とします。なお，公募対象公園施設の設置管理許可期間は，許可日から１０年間となりますが，本市は，当該期間内に認定計画提出者から設置管理許可の更新の申請があった場合は，上記認定の有効期間内で許可を与えることとします。ただし，設置管理許可期間には，公募対象公園施設の設置や撤去（原状回復）の期間も含みます。

３．公募の実施に関する事項等

（１）設置等予定者を選定するための評価の基準

・事業の実施体制
・事業の実施方針
・各公園施設の整備計画
・各公園施設の管理・運営計画
・イベント等の提案
・事業計画
・提案価額

（２）公募への参加資格等

ア　応募者の資格

応募者は，次の資格要件を全て満たしているものとします。

（ア）応募者は法人（以下「応募法人」という。）又は法人のグループ（以下「応募グループ」という。）に限る

（イ）グループで応募する場合は，応募時に共同企業体等を結成し（以下共同企業体等を構成する企業を個別に又は総称して「構成団体」という。），代表構成団体を定めること

（ウ）応募法人又は構成団体の一つ以上は本市の競争入札参加有資格者であること又は本市の競争入札参加有資格者でない場合にあっては，京都市競争入札等取扱要綱第２条第１項各号に掲げる資格を有すること

（エ）応募法人または全ての構成団体は本市の入札参加停止期間中でないこと

（オ）応募法人又は構成団体の一つ以上は近畿（京都府，大阪府，滋賀県，奈良県，兵庫県及び和歌山）に本店，支店又は営業所を有すること

（カ）応募法人又は全ての構成団体は直近決算において債務超過でないこと

（キ）応募グループの場合，代表構成団体は，公募対象公園施設の設置許可を受け，特定公園施設を本市に譲渡することとし，公募対象公園施設および特定公園施設の整備・管理運

営について，当該業務を遂行する責務を負うこととします。なお，公募対象公園施設および特定公園施設の整備・管理運営については，代表構成団体自らが実施する，若しくは代表構成団体以外の構成団体に実施させることとします。

（ク）過去 10 年間に以下の実績を全て有していること（応募グループの場合，各項目につき一つ以上の構成団体が実績を有していること）

・都市公園の設計実績
・都市公園の建設工事実績
・都市公園の管理・運営実績
・商業施設等の設計実績
・商業施設等の建設工事実績

（ケ）以下の登録・許可等を受けていること（応募グループの場合，各項目につき一つ以上の構成団体が登録・許可等を受けていること）

・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録
・建設コンサルタント登録規定に基づく登録（「造園部門」又は「都市計画及び地方計画部門」）
・建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第３条第１項の規定に基づく，建築一式工事につき特定建設業の許可

イ　応募の制限

次の項目のいずれかに該当する方は，応募することができません。

（ア）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て，民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て，破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立てを受けている法人

（イ）当該法人の設立根拠法に規定する解散又は精算の手続きに入っている法人

（ウ）地方自治法施行令第 167 条の４に該当する法人

（エ）最近２年間において，法人税，本店所在地の法人市町村税，固定資産税，消費税及び地方消費税の滞納のある法人（徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなします。）

（オ）　暴力団の排除に関し，次のいずれかに該当する法人

a　応募の日から公募設置等予定者決定通知日までの間において，京都市暴力団排除条例第 12 条に規定する暴力団排除措置の対象である法人。（本件については，当該合意書における「契約等」に準じて取り扱うものとします。以下同じ。）

b　応募の日以前において，京都市暴力団排除条例第 12 条に規定する排除措置の対象であった法人。ただし当該排除措置の対象外となった日から３年を経過した法人を除く。

（カ）　選定部会委員が経営又は運営に直接関与している法人

ウ　応募条件

・応募法人は，他の応募グループの代表法人又は構成法人となることはできません。
・同時に複数の応募グループにおいて，応募グループの代表法人又は構成法人となることはできません。

エ　応募グループ構成員の変更

・応募グループの場合，構成団体の変更は原則認めません。

ただし，代表構成団体以外の構成団体については，業務遂行上支障がないと本市が判断した場合，変更を認める場合があります，その場合，本市は必要に応じ，事業者に書類の再提出等を求める場合があります。

４．公募の手続きに関する事項

（１）スケジュール（ｐ６再掲）

本事業のスケジュールは下表のとおりを予定しています。

公募設置等指針，募集要項の配布	平成 30 年　月　日　～　平成 30 年　月　日
説明会の開催	平成　　年　月　日まで
質問受付	平成　　年　月　日まで
質問への回答	平成　　年　月　日
公募設置等計画の受付	平成　　年　月　日 ～平成　　年　月　日
公募設置等計画の評価	平成　　年　月　旬
設置等予定者の決定	平成　　年　月　旬
公募設置等計画の認定	平成　　年　月　旬
協定の締結	平成　　年　月　旬
認定計画提出者による工事	平成　　年　月　日 ～平成　　年　月　日
供用開始	平成　　年　月
事業終了	平成　　年　月

（２）応募・審査の流れ

ア　公募設置等指針の公表

公募設置等指針及び参考資料，提出様式は，下表の期間，本市ホームページに掲載します。ただし，一部の資料については，応募登録申込者へ直接配布するものがあります。

掲載ＵＲＬ：http://

掲載資料：

資料等		様式	公表開始日
公募設置等指針		―	平成 30 年●月●日
参考資料	大宮交通公園のあり方について（参考資料１）	―	平成 30 年●月●日
	公園平面図（参考資料２）	―	
	対象区域図（参考資料３）	―	
	法規制等条件（参考資料４）	―	
	既設埋設管位置図（参考資料５）	―	
	地質調査結果（参考資料６）	―	
	埋蔵文化財位置図（参考資料７）	―	

	消防署計画図（参考資料８）	―	応募登録後配布
	既存施設リスト（参考資料９）	―	平成 30 年●月●日
	市上位関連計画まとめ（参考資料 10）	―	
	大宮交通公園維持管理業務仕様書（案）（参考資料 11）	―	
	大宮交通公園現状維持管理費（参考資料 12）	―	
	交通公園の設置及び運営について（Ｓ37 建設省）（参考資料 13）	―	
	京都市大宮交通公園条例（参考資料 14）	―	
	京都市大宮交通公園条例施行規則(参考資料 15)	―	
提出様式	事前説明会参加申込書	様式１	平成 30 年●月●日
	応募登録申込書	様式２	
	質問書	様式３	
	応募辞退届	様式４	
	公募設置等計画等	様式５～20	
協定等	基本協定書（案）	―	応募登録後配布（郵送）
	施設譲渡契約書（案）	―	

イ　公募設置等指針等説明会

公募設置等指針等説明会を以下のとおり開催します。説明会の中では質疑応答の時間も設ける予定をしています。説明会に参加される場合は，事前に申し込みが必要です。なお，説明会に参加しなくても公募設置等計画を提出することは可能であり，参加しないことにより審査において不利になることはありません。

開催日時	平成 30 年●月●日（●）　●：●
開催場所	京都市●●
申込期間	平成 30 年●月●日（●）～平成 30 年●月●日（●）
申込方法	問合先のメールにて申し込み（以降③～⑤の送付先も同様とする）
参加可能人数	１社につき３名まで

ウ　応募登録

・本事業に参加される方は必ず応募登録をしてください。
・応募登録は法人又は応募グループに限ります。個人での応募はできません。
・応募登録は応募登録申込書（様式２）に必要事項を記入のうえ，電子メールにより提出してください。
・応募グループで公募設置等計画の提出を予定されている場合は，代表構成企業が応募登録を行ってください。なお，公募設置等計画の受付前においては，代表企業以外の構成団体は変更可能です。

申込期間	平成 30 年●月●日（●）　●：●

エ　質問及び質問に対する回答

公募設置等指針に関する質問は，質問書（様式３）に質問事項を記入のうえ，電子メールにより提出してください。原則，電話での質問は受け付けません。

質問に対する回答は，下表回答期限までに本市ホームページに掲載します。やむを得ない事情により回答が遅れる場合は，その旨をホームページに掲載します。

なお，質問に対する回答の他，本件公募に関して伝達すべき事項を，ホームページに追加で記載する場合があります。必ず応募書類の提出期限まで，ホームページを確認してください。

受付期間	平成 30 年●月●日（●）～平成 30 年●月●日（●）
回答期限	平成 30 年●月●日（●）

オ　応募辞退

応募登録後に参加を辞退する場合は，応募辞退届（様式４）に必要事項を記入のうえ，電子メールにより提出してください。

申込期間	平成 30 年●月●日（●）～平成 30 年●月●日（●）

カ　公募設置等計画等の提出

応募登録をされた方は，公募設置等計画，誓約書，応募制限関連書類及び応募資格関連書類について，各様式に必要事項を記入のうえ，下表に従い提出してください。

提出書類	後述記載の「提出資料一覧」のとおり
受付期間	平成 30 年●月●日（●）～平成 30 年●月●日（●）
提出方法	提出窓口へ持参又は郵送（受付期間内に必達）

＜提出書類作成の留意事項＞

【一般事項】

・公募設置等計画等の提出は，１応募法人又は１応募グループにつき１提案とします。

・「３．（２）ア　応募者の資格」を有することとします。

・提出書類の言語は日本語とし，単位はメートル法，通貨は日本国通貨を使用してください。

・関係法令及び条例を順守し，かつ本公募設置等指針に記載された条件を満足するとともに，関係機関へ必要な協議確認を行ったうえで，提出書類を作成してください。

・提出書類の作成及び提出に必要な諸費用は応募者の負担とします。

・提出書類の提出後の変更は認めません。

・必要に応じて，提出書類一覧に記載以外の書類の提示を求める場合があります。

【契約書，応募制限関連書類及び応募資格関連書類（様式 5～11）】

・A4 版横書き，片面印刷とし，１応募法人又は１応募グループごとに提出してください。

【公募設置等計画（様式 12～19）】

・A4 版横書き，片面印刷，左２点綴じ，頁数を付して提出してください。

・ただし，イメージパース及び各図面，投資・収支計画については A3 折込みでも可とします。

【電子データ】

・提出書類一式を電子データ化したものをCD-Rにて一部提出してください。

・データはPDF形式とし，原則として画像化されたものではなく，テキスト情報を含んだものとしてください。

・法人登記簿謄本等，テキスト情報を含むことが困難なものについては，画像化したもので構いません。

提出書類：

（３）公募設置等計画等の評価，設置等予定者の選定

ア　審査方法

イ　選定部会

選定部会の委員は下表のとおりです。

氏名	所属等	備考
奥田　希充子	公認会計士・税理士	部会員
野間　秀行	一般社団法人京都造園建設業協会　相談役	部会員
槇村　久子	京都女子大学宗教・文化研究所客員研究員 関西大学社会安全学部客員教授	部会長
八代　章子	市民公募委員	部会員
吉田　長裕	大阪市立大学大学院工学研究科都市系専攻准教授	部会員

（五十音順，敬称略）

ウ　選定部会の委員等への接触の禁止等

応募法人又は応募グループのすべての構成団体は，設置等予定者候補及び次点提案選定前までに，選定部会の委員，本事業に従事する本市職員に対して，本事業提案について接触することは禁止します。接触の事実が認められた場合は，失格とします。

また，公募設置等指針公表日から設置等予定者決定通知日までは，応募者に限らずいかなる者からの提案内容，審査内容等に関する問い合わせにはお答えできません。

エ　評価基準及び配点

オ　設置等予定者の選定

カ　設置等予定者の公表

（４）公募設置等計画の認定

（５）認定公募設置等計画の認定の変更

（６）契約の締結等

本市と認定計画提出者の間で次頁の契約手続等を行います。

ア　基本協定

認定計画提出者は，本市が認定した公募設置等計画に基づき，本市と協議のうえ，本事業の実施に関する基本的事項を定めた「大宮交通公園整備事業基本協定（以下「基本協定」という）」を締結します。

イ　公募対象公園施設の設置許可

認定計画提出者は，公募対象公園施設の設置の開始時期までに，本市に対して都市公園法第５条に基づく公園施設の設置許可を受け，認定計画提出者の負担において，建設，維持管理及び運営を行っていただきます。

また，設置許可期間（更新期間も含む）には，公募対象公園施設の建設にかかる期間や事業終了前の解体・撤去期間を含むものとし，原則として工事期間中は本市へ占用許可使用料を払っていただきます。

認定計画提出者は，事業期間終了時（設置許可等を取消又は更新しない場合，認定計画提出者が事業を途中で中止する場合も含む）までに公募対象公園施設を撤去し，更地にして本市へ返還していただきます。

ただし，本市が次期事業者を選定し，認定計画提出者と次期事業者の間で，認定計画提出者が有する権利の譲渡が確実になされることが見込まれ，かつ，これらの譲渡について本市が事前に同意した場合は，この限りではありません。

なお，認定計画提出者が公募対象公園施設の撤去・更地返還を行なわない場合，本市は認定計画提出者に代わり撤去・更地返還を行い，その費用を認定計画提出者へ請求します。

ウ　特定公園施設譲渡契約等

特定公園施設の整備に係る工事については，本市と認定計画提出者が「特定公園施設譲渡契約」を締結し，事業者の負担において施工していただき，整備完了後，本市へ譲渡していただきます。なお，平成●年●月●日までに特定公園施設の整備に係る全ての工事を完了していただきます。

また，特定公園施設の整備に伴い工事エリアとして公園を占用する場合，都市公園法第６条に基づく都市公園占用許可を受けるものとしますが，この場合の占用許可使用料については原則として免除します。なお，都市公園占用許可が必要になる場合は，本市に都市公園占用許可申請を行っていただきます。

（７）設計・工事の実施等

認定計画提出者は公募対象公園施設及び特定公園施設の設計図書，工事工程表を市に提出し確認を受けていただきます。設計の内容が，提案内容と相違する場合，市は認定計画提出者に修正を求める場合があります。

認定計画提出者は，やむを得ない理由により，提案内容を変更する必要が生じた場合は，市と協議の上，提案趣旨を逸脱しない範囲で変更できるものとします。

特定公園施設の詳細な設計内容及び設備等については，本市と協議の上，決定するものとします。

認定計画提出者は，自らの責任と費用で，施設が設計図書に従い建設されていることを確認

する社内検査等を実施してください。

認定計画提出者は，工事完了後及び社内検査後，市に対して完了届を提出し，市の完了検査を受けていただきます。完了検査の結果，整備状況が設計図書の内容を逸脱している場合は，是正を求める場合があります。

（８）リスク分担等

ア　リスク分担

公募対象公園施設の整備・管理運営における主なリスク負担については，次頁の表を基本としますが，協議のうえ決定します。

リスク分担表：

リスクの種類	内容		負担者	
			京都市	認定計画提出者
法令変更	認定計画提出者が行う整備・管理運営業務に影響のある法令等の変更		協議事項	
第三者賠償	認定計画提出者が工事・維持修繕・運営において第三者に損害を与えた場合			●
物価	設置等予定者決定後のインフレ，デフレ	特定公園施設の維持管理・運営	協議事項	
		上記以外の事項		●
金利	設置等予定者決定後の金利変動	特定公園施設の維持管理・運営	協議事項	
		上記以外の事項		●
不可抗力	自然災害等による業務の変更，中止，延期，臨時休業※1	特定公園施設の整備	協議事項	
		公募対象公園施設		●
資金調達	必要な資金確保			●
事業の中止・延期	本市の責任による中止・延期		●	
	認定計画提出者の責任による中止・延期			●
	認定計画提出者の事業放棄・破綻			●
申請コスト	申請費用の負担			●
引継コスト	施設運営の引継ぎ費用の負担			●
施設競合	競合施設による利用者減，収入減			●
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況			●
運営費の増大	本市の責による運営費の増大		●	
	本市以外の要因による運営費の増大			●
施設の修繕等	施設，機器等の損傷	特定公園施設※2	●	●
		公募対象公園施設		●
債務不履行	本市の協定内容の不履行		●	
	認定計画提出者の事由による業務又は協定内容の不履行			●
性能リスク	本市が要求する業務要求水準の不適合に関するもの			●
損害賠償	施設，機器の不備による事項			●
	施設管理上の瑕疵による事項			●
警備リスク	認定計画提出者の警備不備による事項			●
運営リスク	施設，機器等の不備又は，施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故による臨時休業等に伴う運営リスク			●

※1　自然災害等（地震，台風等）における不可抗力への対応
- 災害により施設が損傷した場合は，認定計画提出者で応急復旧を行ってください
- 公募対象公園施設が復旧困難な被害を受けた場合，本市は認定計画提出者に対して当該施設等に関する業務の停止を命じる場合があります
- 業務の一部又は全部の停止を命じた場合であっても，本市は認定計画提出者の運営する公募対象公園施設の休業補償はいたしません。

※2　応募者に負担いただく特定公園施設の修繕費は 100 万円／一修繕までとします。（ただし，公募対象施設については全額応募者負担。）

イ　損害賠償責任

認定計画提出者は，公募対象公園施設の整備・管理運営にあたり，認定計画提出者の故意又は過失により，本市又は第三者に損害を与えたときは，認定計画提出者がその損害を，本市又は第三者に賠償するものとします。

また，本市は認定計画提出者に対して，賠償した金額及びその賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとします。

（９）事業破綻時の措置

認定計画提出者は，認定された公募設置等計画の有効期間内に事業が破綻した場合，都市公園法第５条の８に基づき，本市の承認により別の民間事業者に事業を継承するか，認定計画提出者の負担により公募対象公園施設を撤去し，更地にして返還していただく必要があります。

なお，認定計画提出者が公募対象公園施設の撤去・更地返還を行わない場合，本市は，認定計画提出者に代わり撤去・更地工事を行い，その費用を認定計画提出者へ請求します。

５．その他の条件等

（１）工事中の条件

・施設の施工にあたり，本市と円滑な協議が可能な管理体制としてください。
・工事期間中の安全や周辺環境に配慮した提案としてください。
・工事期間中は，各出入口間を行き来できる経路を１経路以上確保してください。
・工事中の音，振動等については，周辺に配慮してください。
・本事業と並行し，「京都市消防局北消防署」の建設を行うこととしているため，設計段階，施工段階においては，関係者と綿密に調整を行ってください。
・認定計画提出者が設置する施設の設置許可あるいは占用許可，確認申請の手続きも考慮したスケジュール管理をしてください。

（２）法規制等

公募設置等計画の内容は，都市公園法，京都市都市公園条例，京都市眺望景観創生条例，京都市屋外広告物条例，建築基準法，消防法（昭和 23 年法律第 186 号），都市計画法，駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号），景観法（平成 16 年法律第 110 号），屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号），文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）及びその他各種関係法令等を遵守してください。

事業の実施にあたり，必要な許認可の取得や手続きについては，認定計画提出者の負担により実施してください。

問い合わせ先

京都市役所建設局みどり政策推進室（担当：井上，香川）

〒604-0911

京都市中京区河原町二条上る清水町 359 番地　AB ビル３階

Tel　：075-741-8600

Fax　：075-212-7804

Mail：ryokusei@city.kyoto.lg.jp

（対応時間は 9:00～12:00　及び　13:00～17:00 とする（年末年始，土日祝を除く））